

奨学金情報

2026/4/21現在

	奨学金名	貸与・給付	条件	併用	書類提出 締切り	備考	
1	夢を応援基金 『ひとり親家庭支援奨学金 制度』 (LAWSON)	給付型 月額30,000円 (支給期間:2026 年4月1日～ 2027年3月31日 までの1年間)	対象学年:高等学校在籍 募集人数:全国400名(各都道府県4名～) 下記の条件にすべて該当すること ・ひとり親世帯(母子・父子家庭等)であり就学に関して経済的に困難な生徒 ・夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒 ・全国母子寡婦福祉団体協議会(全母子協)加盟団体(居住地域の加盟団体)の会員、及び入会を希望する方(非会員)の子ども(生徒) ※以下の場合は申請(応募)の対象になりません。 ・2025年の世帯1人あたりの収入平均額が100万円以上の場合 ・2025年度の学校出席率が80%未満の場合(遅刻・早退を欠席とする場合があります)※正当な理由、または病気・怪我などの診断書の提出がある場合を除く ・兄弟姉妹による複数の申請(1世帯1名の申請)	可	校内締切4/8(水) 募集期間: 2026年3月23日 より受付開始 2026年4月20日 (月)必着	申請終了	
2	熊本市奨学生	貸与型 月額18,000円 または 月額9,000円 (無利子)	・熊本市内に居住する方の被扶養者であること ・学校教育法による高等学校に在学していること(学年は問いません) ・経済的理由により修学が困難であると認められること ・国、他の地方公共団体若しくはそのほかの団体から奨学金(貸付けによるものに限る)またはこれと同種の貸付けを受けていないこと	条件あり	校内締切 4月14日 (火)	申請終了	
3	NPO法人 ディック遺児奨学会	給付型 月額20,000円 (高等学校を卒業するまで)	・高等学校に在籍している人 ・自然災害、事故(交通事故・労働災害等)や病気により、親を亡くされた方 ※養子縁組または再婚により、両親に扶養されている方は除く	可	校内〆切 4月17日 (金)	申請終了	
4	公益財団法人 似鳥国際奨学財団	給付型 (月45,000円)	・日本国籍を有するもの、または在留資格が『永住者』『定住者』の方 ・ひとり親家庭(父子家庭・母子家庭など) 奨学生として採用された後、以下2点が必要である。 1.期限内にレポートを提出(400字程度を2カ月に1回) 2.交流会への参加(年1回予定)	可	4月20日(月) 個人でオンライン申請	申請終了	
5	【1年生のみ】 一般財団法人 日本国土開発未来研究財団	給付型 (月20,000円)	・人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者 ・他の奨学金との併用について	併用可 ①すべての貸与型奨学金制度の給付金制度 ②公的機関の給付型奨学金制度 ③在学学校の授業減免制度 併用不可 ①民間企業及び団体 ②在学学校の給付型奨学金制度	条件あり	校内締切 4月30日 (木)	1年生のみ 申請可能
6	公益財団法人 中川育英会	給付型 (月20,000円)	・熊本工業高等学校に在籍していること。 ・高い志をもち、学業が優れ、品行が正しく、かつ、健康である者。 ・家計の認定所得金額が収入基準以下の者。 ・併用にあたっては、原則認めない。 <u>ただし、日本学生支援機構または、都道府県から貸与される奨学金は併給を認める。</u>	不可	校内締切 5月11日 (月)		
7	公益財団法人 交通遺児育英会	貸与型(無利子) 月額2万円～4万円 から選択 (うち1万円は給付) 貸与型(無利子) 入学一時金 20万,40万,60万 から選択 (1年次1回限り)	保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生・生徒であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む。 ※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表2の第1級から7級までの障害、身体障害者福祉法の第1級から4級までの障害、または、精神保健および精神障害者福祉法の第1級から第3級までの障害です。	可	8/31 (日)		
8	公益財団法人 鶴友奨学金	給付 月額20,000円 (期間:2026年4 月～2027年3月ま で)	・申請者ならびに、生計を維持し共にしている家族が熊本県内に居住していること ・学校教育法による、大学、高等専門学校、高等学校に在学していて、人物、学業ともに優れかつ、健康であって、奨学金の給付が必要であると認められること。 各学校で、一人の推薦	可	校内〆切 5月1日(金)		
9	あしなが奨学生	給付 (月額30,000円) 2026年4月分から 卒業(最短期間年 限)まで	保護者(父または母)が、病気、災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)により死亡しているか、保護者が1級から5級の障害認定(注1)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども (注1)次の障害認定を受けている場合をいいます。 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級	可	5月20日(水) 個人でオンライン申請		

申請希望の方は、担当(土木科 宮本)まで連絡をお願いします。

申請にあたって、所得証明書や住民票などが必要となります。